

国民年金への加入について

学生部厚生課

▽二〇歳になったら国民年金△

学生諸君も加入が義務付けられています。

国民年金は、原則として二〇歳以上六〇歳未満の国民が加入することとされていますが、平成三年三月三十一日以前は、学生については任意加入とされていました。これが、国民年金法の改正により、平成三年四月一日から学生についても二〇歳以上の者は加入が義務付けられることとなりました。

▽加入した場合の利点△

障害基礎年金と満額の老齢基礎年金の給付。

加入していない場合には、在学中に事故や病气等により障害の状態になったとき、障害

基礎年金を受けることができません。また、老齢基礎年金は、二〇歳から六〇歳までの四〇年間加入することにより満額を受けられるわけですから、卒業してから加入した場合に、満額の年金を受けることができません。加入することにより、これらの不利が解消されます。

▽保険料△

月額九、〇〇〇円です。

かなりの額です。このため、学生であることから保険料の納付が困難な者には、本人の(免除される一例)

サラリーマン四人世帯で学生一人の場合

親と同居の場合	年収約 六〇〇万円以下	国立大学	年収約 六八〇万円以下
親と別居の場合	年収約 六六〇万円以下	私立大学	年収約 七四〇万円以下

申請により、一定の条件のもとに、保険料の納付免除の制度があります。

▽加入の手続△

住民票を登録している市町村の担当窓口で行うことになっていきます。

下宿生等で、住民票を現在の住居地に移していない者は、家族に連絡して加入の手続をしてもらってください。

平成四年四月一日現在、二〇歳以上の者は平成四年四月一日から、平成四年四月二日以降に二〇歳に達する者は、二〇歳の誕生日の前から一四日以内に加入手続を行うこととなっています。

これまで、国民年金に加入していなかったため、在学中に不幸にして事故や病气により、障害の状態になっても障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。

「二〇歳になったら国民年金」に漏れなく加入して下さい。